

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	山梨県		
計画期間 実施期間	H21～H23 H21	総事業費(交付金)	200,000千円(100,000千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか		「地域間交流等の促進に資する太陽光発電施設」を事業活性化計画目標としており実施要領の第4の(2)に合致している。 当該施設の整備に伴う地域におけるco2排出量削減により、地域の自然環境保全が出来ると共に当該施設を核として地域間交流の推進を行う事を目的としており、法律及び基本方針と合致している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか		県施策としての「山梨県地球温暖化対策実行計画」(平成21年3月制定)により農村地域のCO2排出削減が定められており、本事業は当該計画に基づき実施を行う。 更に「山梨グリーンニューディール計画」(平成21年6月制定)においても農村地域での太陽光発電施設設置が位置づけられている。 また、山梨市農業振興計画においても、「交流・体験型の観光農業、また市民農園・グリーンツーリズム推進事業等にも積極的に取り組み、他産業と連携した新たな産業構造を構築する事が必要である、とあるなど交流による農村地域の活性化を掲げており、施策との調和が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか		自然・資源保全施設の整備を契機とした地域の活性化に対する地域の強い要望を踏まえて市が事業の実施を希望していることから、合意形成については問題はない。
事業の推進体制は確立されているか		太陽光発電による農業関連施設への電力供給を図ることについては、市と県は電力会社を交えてこれまでに3回協議をしてきており、電力会社も理解を示していることから、今後の連携体制に問題はない。 地区においては山梨市及び箱吹川沿岸土地改良区と連携して事業推進を行う。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか		法第5条第2項第3号一で整合性が確保されている 太陽光発電施設の設置による地域におけるco2排出量削減により、地区の自然環境保全が出来ると共に当該施設を核として地域間交流の推進及び学校での環境教育などによる環境保全に向けた取り組みを増加させる事を目標としており整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か		目標達成見込み及び事業量・事業費から判断して計画期間3年実施期間1年が適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か		200,000,000円×50% = 100,000,000円(交付限度額) 100,000,000円(交付金要望額) 本地域は5法地域では無いため実施要領別表2要件類別33の規定により交付率50%とする

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	-	自力又は他の助成からの切り替えでない新規事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	他の事業との合体施工や古材等を利用して整備を行うものではない。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか		国税庁「原価償却資産の耐用年数に関する省令 別表2」における「55 前掲の機械及び装置以外のもの」、「主として金属以外のもの」の17年を適用しており5年以上である。

事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)		平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知(平成19年3月28日付け18企第1596号農林水産省農村振興局通知)に基づき、土地改良事業の費用対効果分析に関する基本方針により算定されている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか		農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき算定された総費用便益及び所得償還率の総括の総費用総便益比は1.03であり、1.0以上である。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか		事業内容は、実施要綱第3第1項(1)交付対象事業の(1)にある別表において(4)その他省令で定める事業の事業名欄にある地域資源循環活用施設に該当している。事業実施主体は、同表の事業実施主体欄にある山梨県に該当する。また本地区は農業振興地域内であり、県施策としての「山梨県地球温暖化対策実行計画」により農村地域のCO2排出削減が定められている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか		県が事業実施主体となって実施するものであり、個人に対する交付ではない。また、完成後は市有財産として管理することで目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見通し等は適正か	-	該当なし
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか		県内の同種の資源活用施設の施工地区において多数の来訪者及び学校教育等に利用されており本地区でも同様に交流活動が見込める。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	該当なし
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	該当なし
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	-	山梨県は日本有効の日射量を誇る地域であり施設整備位置においては遮蔽物はなく安定した電力供給が出来る想定される。また今回の発電施設による発電量は、周辺農業施設に係る基本料金程度を賄う物であり、過大な規模ではないため、施設整備は妥当であると判断される。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか		電力を供給する予定の農業関連施設の電力需要の範囲内で施設規模を決定しており、過大な積算とはなっていない。施工価格においては県内での施工実績等によりkw当たりの標準単価を算出し価格算定を行っているため過大な積算とはなっていない。
建設・整備コストの低減に努めているか		電力を供給する予定の農業関連施設の電力需要の範囲内で施設規模を決定しており、必要最低限の施設整備を考えていることなど、整備コストの低減に努めている。
附属施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)		該当なし
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)		備品は交付対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か		現地調査し施設整備の容易性、採光の効率等の確認・検討を行い適正と認められる。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか		今回設置予定施設はすべて既設の改良区管理施設に設置するため、用地は確保されている。
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか		市財政課と資金調達計画及び償還計画を策定。(地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充当予定であり議会承認が得られる見込み)
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)		整備した施設は県の条例に基づき市が県から譲りを受けて維持管理していくことを前提としていることから、維持管理計画は問題ない。更新に必要な資金は市の財源による。
収支を伴う施設等においては収支計画を策定しているか、また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか		売電を行った場合の収支として、畑地かんがい排水機場の年間電気料金は6,700千円で今回の施設整備により、年間1,800千円の削減が見込まれる。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか		他の事業との合体施工等を行うものではない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。